

放課後児童クラブについて

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

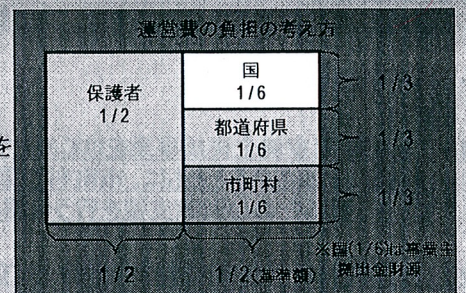
【現状】(クラブ数及び児童数は平成25年5月現在)

- クラブ数 21,482か所 (参考:全国の小学校約21,132校)
 - 登録児童数 889,205人 (全国の小学校1~3年生約325万人の24%程度=約4人に1人)
 - 利用できなかった児童数(待機児童数) 8,689人 [利用できなかった児童がいるクラブ数 1,612か所]
- ・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)
→平成26年度末までに111万人(小学校1~3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

【事業に対する国の助成[児童育成事業費(特別会計)から事業実施市町村への補助】】

○平成26年度概算要求 326.3億円

- 運営費 か所数の増(27,029か所→27,750か所)
 - ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
 - ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
 - ・例:児童数が40人の場合、1クラブ当たり基準額:340.8万円
(総事業費681.7万円)
 - ・学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成。
- 整備費
 - ・新たに施設を創設する場合(基準額:2,150.4万円)のほか、平成25年度より、改築、大規模修繕及び拡張の整備区分を追加。



※運営費は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。整備費(創設、改築等)は、国・都道府県・設置者が3分の1ずつ負担。
整備費(改修・備品購入)は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。